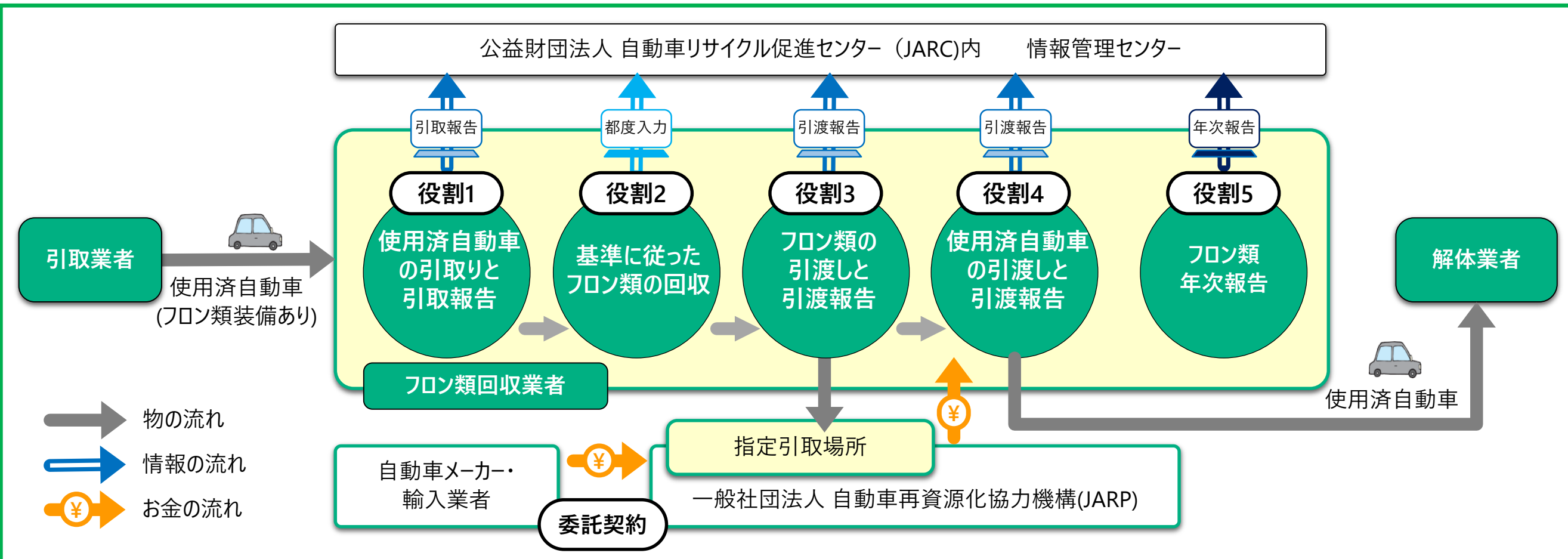


このガイドは、フロン類回収業者の処理・実務の流れに沿って、必要な情報（5つの役割）をまとめたものです。各項目に表示した二次元コードから詳しい説明を見ることができます。

自動車リサイクル フロン類回収業者の役割

- ◆ 使用済自動車からフロン類を回収する場合は、自動車リサイクル法を守って実施する必要があります。自動車リサイクル法に違反すると、懲役や罰金などの罰則があります。〔法第8章〕
- ◆ 使用済自動車からフロン類を回収するためには、自治体にフロン類回収業の登録が必要です。〔法第3章第2節〕



[最新のお知らせを知りたい](#)



[移動報告の方法を知りたい](#)



[わからないことを調べたい](#)



[フロン類回収作業時に注意すること・ボンベの検査](#)



〔法第23条第1項、施行規則第21条、第22条〕

・フロン類を適正に回収しメーカーに引き渡すと、フロン類の回収手数料が振り込まれます。



自動車リサイクル フロン類回収業者の実務（推奨手順）

〔法第11条、法第81条第3項〕

役割1

1. 車を引き取り、車台番号を確認する。
実車の装備と移動報告の装備情報が一致しているか確認する。



車台情報の装備情報を確認



2. 移動報告担当者は、引取報告をする。
(引き取った日から3日以内)

役割2

3. 基準に従ってフロン類を回収する。



作業の流れ

説明を読む 動画を見る



回収・運搬・引取基準等

説明を読む 動画を見る

〔法第12条、第13条、第22条等〕

4. フロン類を回収したことを都度入力する。



都度入力～引渡報告
(JARS)

点線枠内（役割1から役割2・役割4）は、**20日以内に実施**
〔施行規則第106条第1項〕

〔法第81条第5項〕

役割5

9. 移動報告担当者は、
フロン類年次報告を行う。

毎年4月1日～4月末日に実施

- ・事業所ごと
- ・前年度4月～3月分を報告



フロン類年次報告

〔法第14条、法第81条第6項〕

役割4

7. 使用済自動車を解体工程に引き渡す。



8. 移動報告担当者は、
使用済自動車の引渡報告をする。
(引渡した日から3日以内)

〔法第12条、13条法、法22条、
法第81条第4項等〕

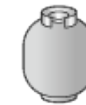
役割3

5. 回収したフロン類を指定引取場所に引き渡す。



フロン類の集荷依頼

説明を読む 動画を見る



6. 移動報告担当者は、
フロン類の引渡報告をする。



フロン類荷姿情報の修正

